《議事録の作成・保存》

株主総会や取締役会議事録の作成は、会社法で義務付けられています。社内の様々な会議等についても、必ず議事録を作成しておきましょう。実際に税務調査の際、役員報酬等の増額を決めた議事録がなかった為、損金算入が認められなかったケースもあります。

議事録に記載しなければならない事項は

① 開催日時・場所

② 議事の経過の要領とその結果

③ 株主総会・取締役会での意見や発言の内容

④ 出席した取締役等の氏名

⑤ 議長の氏名

⑥ 議事録作成に携わった取締役の氏名

などです。

また、議事録の作成において、記載しなければならない事項が記載されていない場合や、議事録が10年間保管されていない場合、取締役等は100万円以下の過料に処せられることがあるので注意してください。

20 × 20